

第2節

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

防衛大綱では、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などにより大きく変化した安全保障環境を踏まえ、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応を防衛力の第一の役割として位置付けている。そして、新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と自衛隊の体制の考え方について、**弾道ミサイル攻撃への対応**、**ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応**、**島嶼部^{とうしょ}に対する侵略への対応**、**周辺海空域の警戒監視および領空侵犯対処や武装工作船などへの対応**、**大規模・特殊災害などへの対応**の5項目を例示

している。これらは、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、これらの事態に防衛庁・自衛隊としていかに迅速かつ適切に対応するかは、大きな課題である。

参照 > 2章2節2 (P84)

本節では、防衛大綱に例示された5項目をはじめとする新たな脅威や多様な事態に対する統合運用体制下での自衛隊の対処のあり方、防衛庁・自衛隊がこれまで取り組んできている事項について説明する。

1 弾道ミサイル攻撃への対応

冷戦終了後、国際社会における弾道ミサイルや大量破壊兵器の不拡散のためのさまざまな努力が行われているが、依然として拡散は進展している。弾道ミサイルに対しては、これまでわが国として米国の打撃力に期待するとしていたが、守るべき国家や国民を持たないテロ組織などの非国家主体がこれらの兵器を取得する可能性もある。その際、従来の抑止が通用しにくい場合が考えられる。このため、弾道ミサイル攻撃への対応に、より万全を期すため、わが国は04（平成16）年度に、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備を開始した。昨年の通常国会では、自衛隊法の所要の法改正を実施するとともに、実際のシステム導入後の対処については、統合運用体制への移行も踏まえ検討している。

また日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、今後の弾道ミサイルの脅威に対処するため、昨年12月には、安全保障会議と閣議において、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの共同開発に着手することを決定した。

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) わが国のBMDに関する取組の変遷

わが国におけるBMDへの取り組みは、90年代半ばのBMDシステムに関する情報収集と研究から始まり、99（平成11）年からは将来装備品の共同技術研究に着手す

図表3-2-1 わが国のBMD整備への取組の変遷

95（平成7）年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」および「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98（平成10）年	北朝鮮が日本上空を越える弾道ミサイルを発射
98（平成10）年	海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安全保障会議および閣議了承
99（平成11）年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした4つの主要構成品に関する共同研究開始
00（平成12）年	「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」を安全保障会議および閣議で決定し、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性などについて検討の上、必要な措置を講ずることを決定
02（平成14）年	米国のBMDの初期配備を決定
03（平成15）年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議および閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
04（平成16）年	防衛大綱および中期防を安全保障会議および閣議で決定し、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立するための整備を引き続き行うとともに、共同技術研究の開発への移行について検討の上、必要な措置を講ずることを決定
05（平成17）年	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安全保障会議および閣議で決定

る一方、04（同16）年から装備化を開始した。また昨年12月には、先述のとおり、将来の能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。

（図表3-2-1参照）

（2）BMDシステム整備の概要

ア 基本的考え方

03（同15）年12月の閣議決定以降、わが国が整備を進めているBMDシステムは、現在自衛隊が保有しているイージス艦¹と対空誘導弾ペトリオット・システムの能力を向上させ、両者（イージス艦による上層での迎撃とペトリオット・システム（PAC-3：ペトリオット・システム）²による下層での迎撃）を統合的に運用する多層防衛の考え方を基本としている。

イ BMDシステムの構成

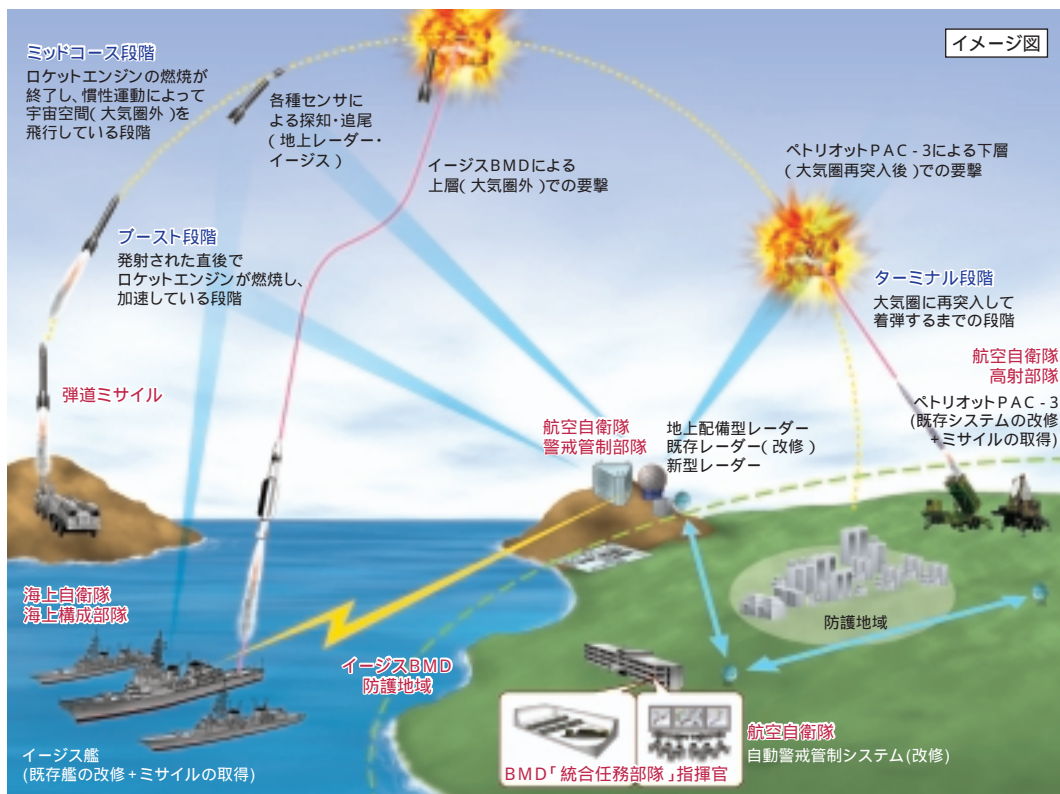
わが国のBMDシステムは、飛来する弾道ミサイルを、イージス艦によりミッドコース段階において、またペトリオット・システムによりターミナル段階において、それぞれ迎撃する多層的なウェポンシステムを採用している。そしてこれに、わが国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するセンサー、さらにウェポンとセンサーを効果的に連携させて組織的に弾道ミサイルに対処するための指揮統制・通信システムを加えて、全体のシステムが構成されている。

（図表3-2-2参照）

ウ BMDシステム整備の方針

整備にあたっては、取得・維持に係るコストを軽減しつつ、効果的・効率的なシステムの構築を図るとの観点

図表3-2-2 BMD整備構想・運用構想



- 1) 目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。
- 2) ペトリオット・システムは、経空脅威に対処するための防空システムの1つであり、PAC-3は、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするミサイルである。



FPS-XX

から、現有装備品の活用を掲げている。先述のイージス艦とペトリオット・システムの能力向上をはじめ、センサーについても、現有の地上レーダーの能力向上型を活用するほか、新たに整備を開始したレーダーFPS-XX³も従来型の経空脅威（航空機など）と弾道ミサイルの双方に対応できる併用レーダーである。また指揮統制・通信システムとしての自動警戒管制システムについても同様である。

エ BMDシステム整備の状況

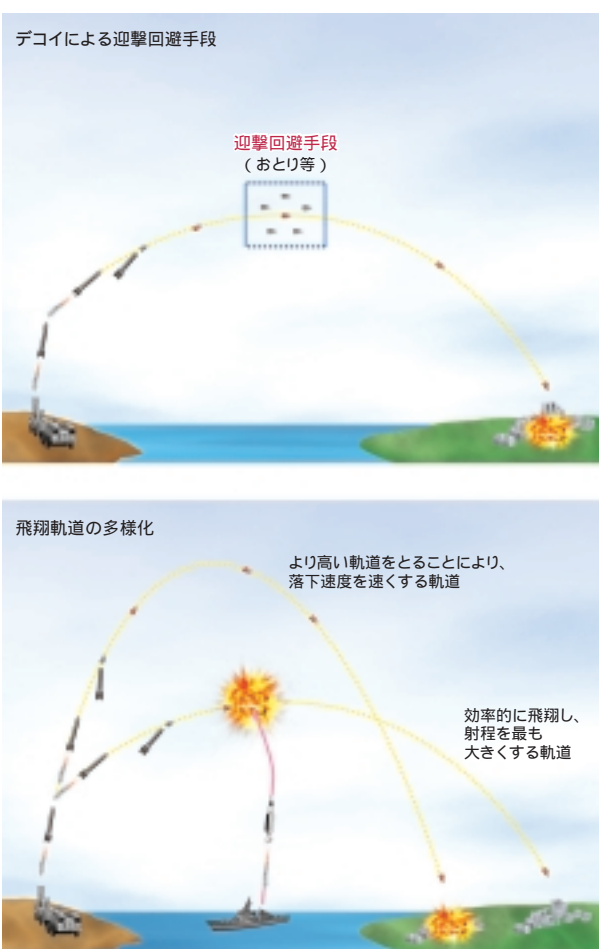
当面の具体的な整備計画は、平成18年度末に最初のペトリオットPAC-3の導入が始まり、平成23年度をもって、イージス艦（BMD機能付加）：4隻、ペトリオットPAC-3：16個FU⁴（高射隊分）FPS-XX：4基、FPS-3改（能力向上型）：7基を指揮・通信システムで接続したシステムを構築することを目標としている。

平成18年度予算においては、BMD関連経費として、イージス艦の能力向上とSM-3ミサイルの取得・発射試験、ペトリオット・システムの能力向上とPAC-3ミサイルの取得、新たな警戒管制レーダ（FPS-XX）整備など、総額約1,399億円（契約ベースの金額）を計上している。

（3）将来の能力向上

依然として弾道ミサイル技術の拡散は進展しており、

図表3-2-3 将来的な弾道ミサイルの迎撃回避手段



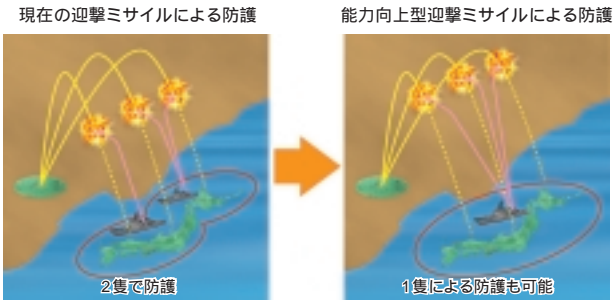
各国が保有する弾道ミサイルも将来的には、デコイ（おとり）を用いて弾頭の迎撃を欺瞞（ごまん）するなど、迎撃回避措置を備えたものになっていく可能性も否定できない。このような弾道ミサイルの先進化に対応した能力向上を継続的に図っていくことが必要である。また、従来型の弾道ミサイルに対しても、1つのシステムが防護できる範囲の拡大や迎撃確率を向上することなどが求められ、迎撃ミサイルの運動性能の向上などを図り、BMDシステムの効率性・信頼性の向上に取り組んでいくことが必要である。

このような観点から、中期防においては、平成20年度以降（防衛大綱の別表に掲げる体制を整備した後）のイージス艦とペトリオット・システムの能力向上のあり方について、「米国における開発の状況などを踏まえて検

3) 弾道ミサイルの早期探知を可能とするもので、平成11年度より開発

4) fire unit（対空射撃部隊の最小射撃単位）

図表3-2-4 BMDミサイルの将来の能力向上による防護範囲の拡大のイメージ



ムの能力向上を図るための日米共同研究を行うなどの将来の能力向上に努めている。

(図表3-2-3・4参照)

2 法制・運用面の整備

(1) 弾道ミサイル対処に関する法的措置

わが国に弾道ミサイル等⁵が飛来する場合の対処において、それが武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃である場合は、武力攻撃事態における防衛出動により対処することとなる。

他方、わが国に弾道ミサイル等が飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されておらず、防衛出動が下令されていない場合については、これまで自衛隊の行動の法的根拠がなかったことから、昨年の通常国会において、迅

討の上、必要な措置を講ずる」こととしている。また99(同11)年に開始した日米共同技術研究については、これまでの研究成果を踏まえ、昨年12月に共同開発に着手することを決定し、さらに、レーダーや戦闘指揮システム

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

弾道ミサイルに対処するためにはどんな技術が必要ですか？またそれは現在、どのような状態ですか？

弾道ミサイルは、高速（F-15の最高速度の約4倍以上に相当するマッハ約9以上）で飛行し、遠距離から発射されるとともに弾頭も小さいため、レーダーなどで探知することは非常に難しい上に、対処のための時間も極めて限定されます。

特に、弾道ミサイルの弾頭自体の威力を無効化するためには、固い殻に守られた小さな弾頭自体を破壊しなければならないため、大きな破壊エネルギーが必要となります。これは迎撃ミサイル自身の質量と速度を破壊エネルギーとして利用し、直撃によって破壊する方法であり、「ビュレット・ツー・ビュレット（弾丸が弾丸を撃つ）」と言われております。このためには、迎撃ミサイル自身の目となるシーカーが、赤外線などにより目標をとらえ、緻密な姿勢制御により直撃する技術が鍵となります。

わが国が現在導入を進めているイージス艦のSM-3は、米国がこれまで数次にわたる発射試験を行い、成果を収めています。またベトリオットPAC-3についても、発射試験のほか、既に03(平成15)年のイラク戦争でも実戦投入され、飛来する地対地ミサイルを撃破し、成果をあげています。このような米国における試験結果などに加え、わが国独自でもシミュレーションなどを行い、その技術的信頼性を確認しています。さらに、将来に向けた能力向上についても、日米間で各種の共同研究、共同開発を進めています。



5) 弾道ミサイルその他の落下により、人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。(自衛隊法第82条の2)

速かつ適切な対処を行うこと、シビリアンコントロールを確保することを十分考慮し、以下の措置をとることができるよう法改正が行われた。

参照 > 資料74 (P401)

ア 防衛庁長官は、事前の兆候などに基づき、弾道ミサイル等がわが国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイル等がわが国に向けて現に飛来したときには同ミサイルを破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合の自衛隊の具体的な動きの一例としては、弾道ミサイル等の飛来に備え、防衛庁長官の当該命令を受けて、弾道ミサイル等対処のための空自のペトリオット・システムや海自のイージス艦を展開し、実際に弾道ミサイル等が飛来してきた場合に、先に下された長官の命令に基づきこれを破壊するといった流れが考えられる。

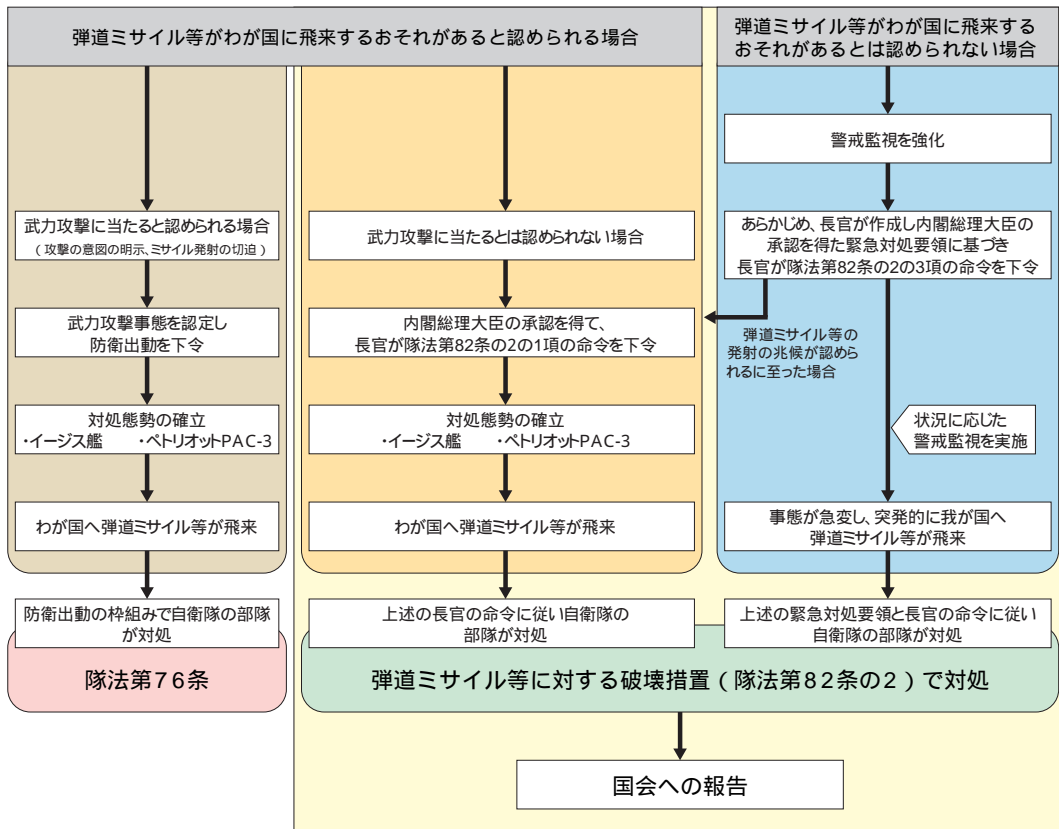
イ また、左記の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合や、事故や誤射による場合などのように、事態が急変し、長官が内閣総理大臣の承認を得るいとまがないことも考えられる。このため長官は、そのような場合に備えて、平素から、緊急対処要領を作成して、内閣総理大臣の承認を受けておくとともに、わが国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、この緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、一定の期間を定めて、実際に弾道ミサイル等が飛来したときにイージス艦などにより当該弾道ミサイルの破壊措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

(図表3-2-5参照)

(2) シビリアン・コントロールの確保の考え方

弾道ミサイル等への対応については、自衛隊の対応だけではなく、国民への警報や避難といった国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊

図表3-2-5 弾道ミサイル等への対処の流れ



急時に備えた態勢強化など、政府全体として対応することが必要である。また、わが国に弾道ミサイル等が現に飛来する場合には、必ず迎撃ミサイルという武器を用いて破壊することが必要となる。さらに、飛来のおそれの有無についても具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価し、政府として判断する必要がある。

このような事柄の重要性および政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認（閣議決定）と防衛庁長官の個別の命令を要件とし、内閣および防衛庁長官がその責任を十分果たし得るようにしている。さらに、事後の国会報告についても法律に明記し、国会の関与についても明確にしている。また事態が急変し内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく、わが国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における自衛隊の部隊が行う対処のあり方などを明示した緊急対処要領の作成についても、今後導入されるウェポンシステムを踏まえ、検討しているところである。

(3) 運用面の取組

ア 統合運用による弾道ミサイル攻撃対処

飛来する弾道ミサイルの破壊は、海自のイージス艦、空自のレーダー、パトリオット・システムおよび、指揮・通信システムが一体となって行われるべきものである。BMDシステムの運用については、例えば、空自航空総隊司令官を弾道ミサイル対処のための部隊の指揮官とすることを含め、効果的な対処のあり方について検討を行うとともに、各種態勢を整えているところである。また、着弾した弾道ミサイルによる被害については、陸自が中心となって対処する。

イ 弾道ミサイル攻撃対処のための日米の協力

BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要であり、日米安全保障協力の方向を示した昨年10月および本年5月の日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）において

も、このための関連措置が合意された。

参照 > 4章2節4（P182）・5（P197）

3 米国のミサイル防衛と日米BMD協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国のミサイル防衛の歴史は古く、弾道ミサイルの誕生とほぼ同時に開始されたが、現在のBMDシステム構想の原形はレーガン政権時代の84（昭和59）年に始まったSDI構想に端を発している。以来、歴代政権はミサイル防衛に取り組み、現在まで累計約10兆円を超える投資を行っている。ブッシュ政権は、ポスト冷戦の安全保障環境の変化を強く意識して、ミサイル防衛を国防政策の重要課題⁶として位置付け、02（平成14）年6月には対弾道ミサイル・システム制限（ABM）条約⁷からも脱退し、ミサイル防衛体制の構築を推進している。米国のミサイル防衛計画の概要は次のとおりである。

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路である ブースト段階、 ミッドコース段階、 ターミナル段階のそれぞれの段階に適した迎撃システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムの構築を目指しており、可

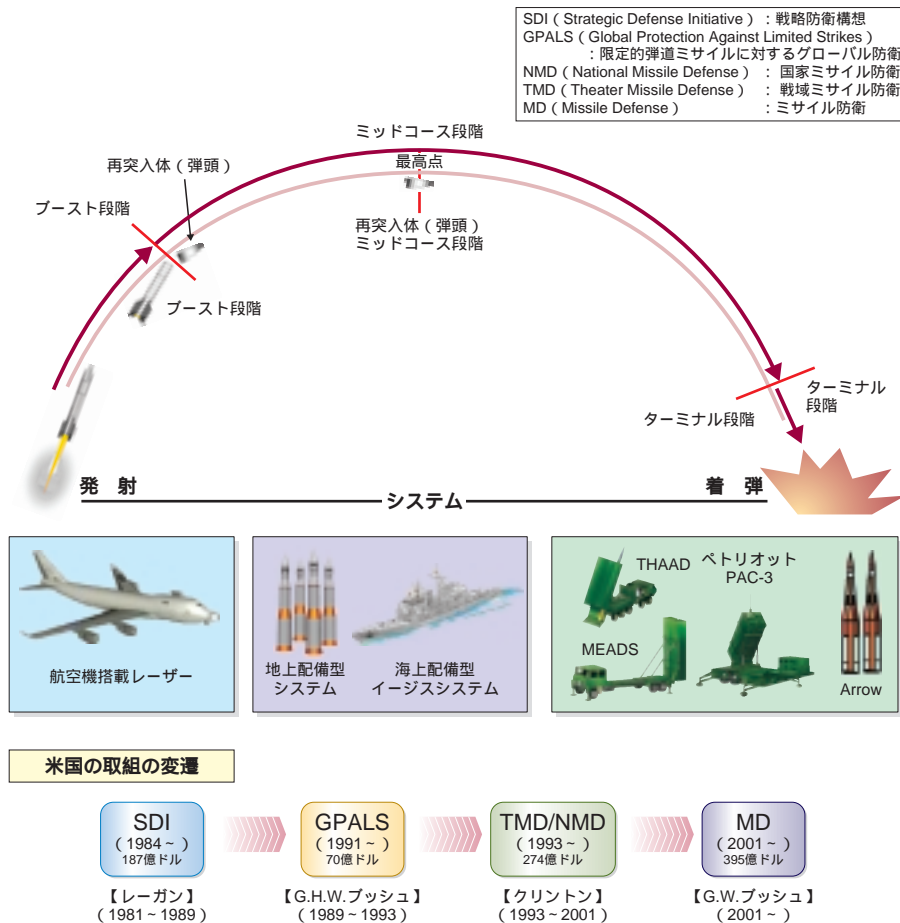
図表3-2-6 米国の弾道ミサイルに対する多層防衛の取組

弾道ミサイルの早期探知	<ul style="list-style-type: none"> - 人工衛星による監視 - 監視範囲・精度、情報伝達などの性能をさらに向上させた赤外線センサーを搭載した新たな衛星システム（STSS: Space Tracking and Surveillance System） - 地上配備や海上配備のレーダー 	
ブースト段階での迎撃	<ul style="list-style-type: none"> - 航空機搭載型レーザーシステム（ABL: Airborne Laser） 	<ul style="list-style-type: none"> - 陸上・海上・宇宙配備型のシステム（KEI: Kinetic Energy Interceptor）（研究開発中）
ミッドコース段階での迎撃	<ul style="list-style-type: none"> - 地上配備型ミッドコース防衛システム（GMD: Ground-based Mid-course Defense System） - 海上配備型ミッドコース防衛システム（SMD: Sea-based Mid-course Defense System） 	
ターミナル段階での迎撃	<ul style="list-style-type: none"> 大気圏外～内 <ul style="list-style-type: none"> - ターミナル段階高高度地域防衛システム（THAAD: Terminal High Altitude Area Defense System）（開発中） 大気圏内 <ul style="list-style-type: none"> - パトリオット・システム（PAC-3） - 中距離拡大防空システム（MEADS: Medium Extended Air Defense System）（独・伊と共同開発中） - アロー・ミサイル（イスラエルと共同開発を行い、2000年3月配備段階に移行） 	

6) 03（平成15）年1月の「核態勢の見直し」（NPR）においては「非核（通常）と核攻撃能力」「防衛（ミサイル防衛を含む）」「国防基盤（国防産業など）」が新たな3本柱とされている。

7) 72（昭和47）年に米ソ間で締結され、自国防衛のための対弾道ミサイル・システムの配備などを制限した条約

図表3-2-7 弾道ミサイルに対する多層防衛の例と米国の取組の変遷



能なものから早期に配備することとしている⁸。
 (図表3-2-6・7・8参照)

(2) 能力向上型ミサイルに関する日米共同開発への移行

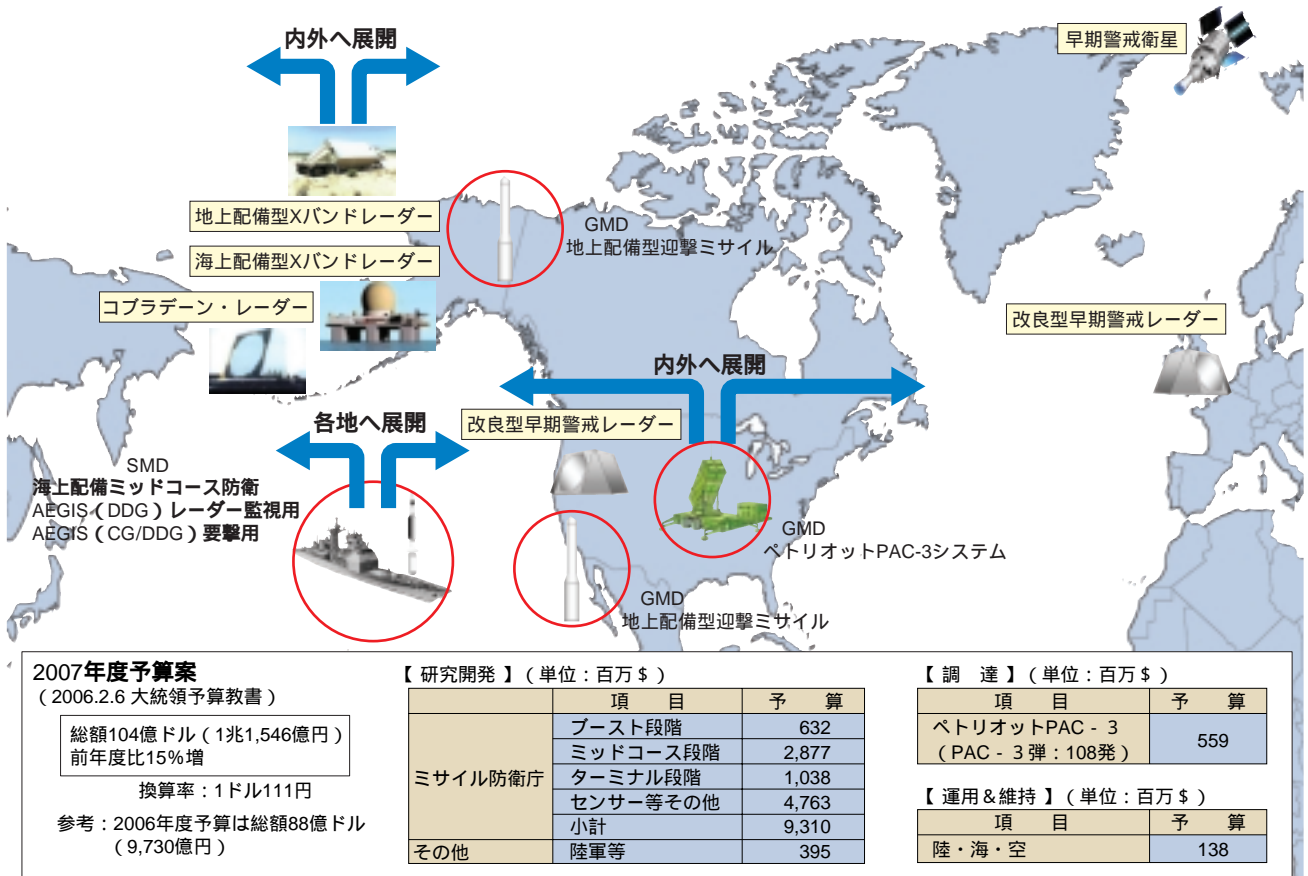
98(同10)年政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム(現在の海上配備型ミッドコース防衛システム)の日米共同技術研究に着手することを決定した(資料26(P351)参照)。この共同技術研究は、わが国が現在整備を進めている海上配備型ミッドコース防衛システムとは異なり、より高い能力を目指した迎撃ミサイルを、日米が共同して設計、試作および必要な試験を行うものである。これまでミサイル

の主要な4つの構成品(ノーズコーン、第2段ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカー)に関する設計、試作および必要な試験を行ってきた。このために必要な経費として平成11年度から平成17年度まで計約262億円を計上した。

また、これまで日米共同研究において行ってきた4構成品の試作・試験により、要素技術の確認が終了し、技術的な課題解明の見通しを得た。これを受け、昨年12月の安全保障会議および閣議において、これまでの日米共同研究の成果を、能力向上型迎撃ミサイル開発の技術的基盤として活用し、共同開発へ移行することを決定し、本年6月、日米両政府間で正式に合意された。このため共同開発のための経費としては、平成18年度予算におい

⁸ 米国は、ミサイル防衛システムの研究開発や配備については、その時々技術的に可能なシステムを配備しつつ、漸次能力向上を図っていくこととしており、これを進化的らせん型(スパイラル)開発手法と称している。

図表3-2-8 米国2007年度予算案における米国ミサイル防衛配備計画(2007年まで)



て、システム設計に伴う経費として約30億円を計上している。なお、ミサイルの配備段階への移行については、昨年12月の「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する官房長官談話のとおり、共同開発の成果などを踏まえ、判断を行うこととされている。

(図表3-2-9参照)

参照 > 資料29 (P353)

(3) 武器輸出三原則等との関係

わが国のBMDシステムは、現在わが国が保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力向上などにより、わが国としてのBMDシステムを構築するものであり、武器輸出三原則等との関係で問題が生じるものではない。

他方、より将来的な能力向上を目指したBMDに関する

日米共同技術開発に移行する場合には、開発の一環として、わが国より米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04(平成16)年12月の官房長官談話において、武器輸出三原則等によらないとされたことを受け(資料13・6項(P340)参照)、昨年12月の共同開発への移行決定にあたって、米国への供与が必要となる武器については、武器の供与の枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理を行う前提で、武器輸出三原則等によらないとされた。

これに関して、本年6月23日には、米国に対する武器および武器技術の供与に関する書簡の交換が外務大臣と駐日米国大使の間で行われ、わが国の事前同意のない目的外利用や第三国移転を禁止するなどの厳格な管理の下に武器および武器技術を提供する枠組みが合意された。

(4) 日米BMD協力の強化

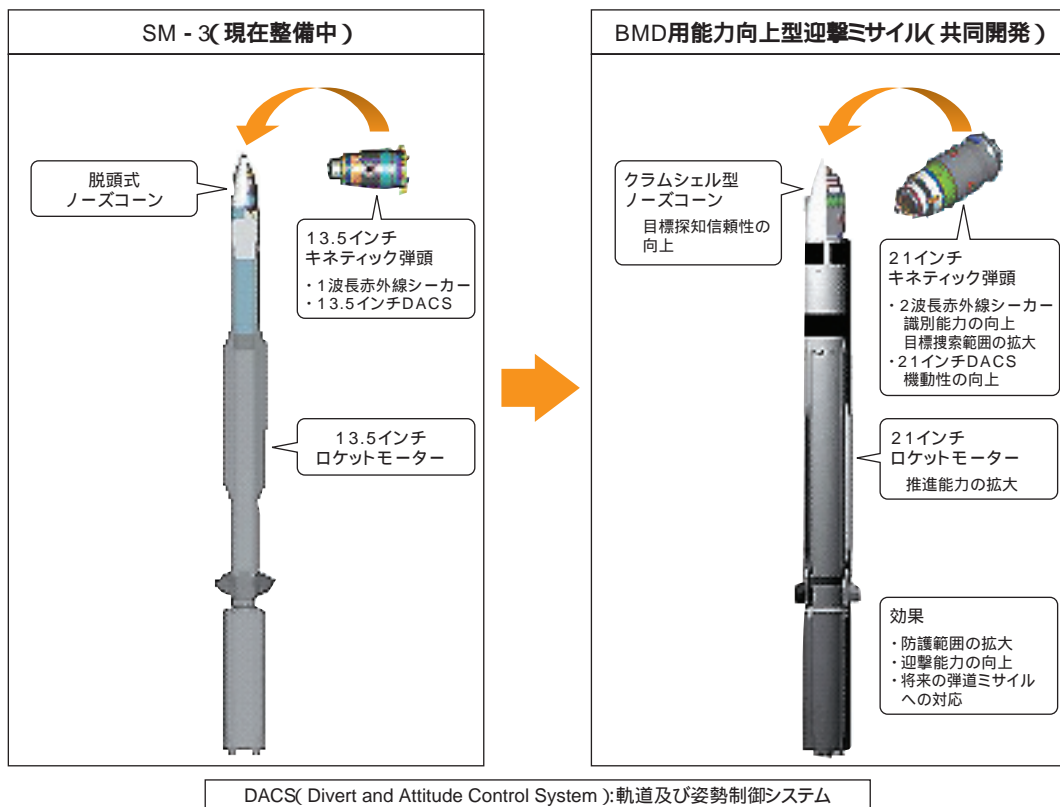
わが国はBMDシステム導入決定後、日米BMD協力の強化のための取り組みを、継続的に実施してきている。

中期防では、日米安全保障体制の強化のための施策として、「弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取り組みを強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。」こととした。さらに、閣議決定を経て、BMD協力に関する書簡を外務

大臣と駐日米国大使との間で交換するとともに、防衛庁と米国防省との間でBMD協力に関する了解覚書（MOU）^{Memorandum of Understanding}が、04（平成16）年12月17日に、締結された。

また、本年6月23日には、日米共同開発を協力の対象に含めた、BMD協力に関する書簡の交換が、外務大臣と駐日米国大使との間で行われた。

図表3-2-9 能力向上型迎撃ミサイル日米共同開発の概要



COLUMN

VOICE

解説

Q&A

BMD日米共同技術研究の試験成功について

弾道ミサイルを早期にしかも確実に撃破するためには、迎撃ミサイルの速度や運動性能などをさらに向上させる必要があります。このため、99(平成11)年から開始された海上配備型上層システムの日米共同技術研究においては、ミサイルの主要な4つの構成部品を対象として研究を行い、弾頭破壊能力・識別能力の向上や迎撃ミサイルの運動性能の改良を目指してきました。

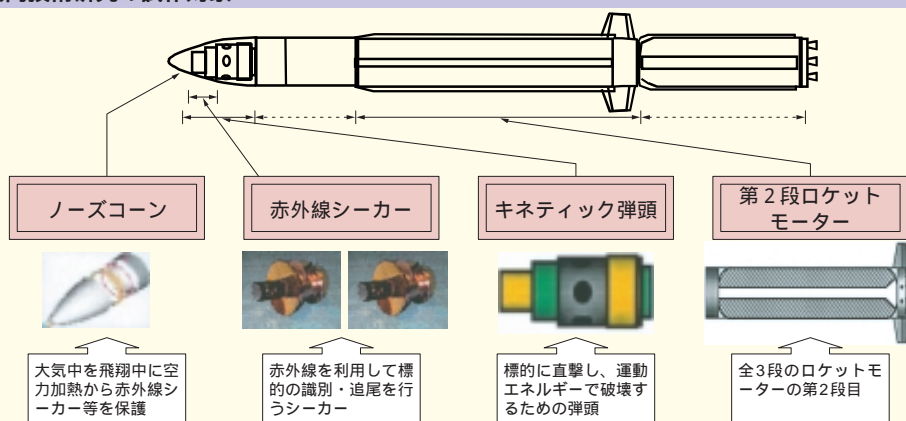
共同技術研究の試作・性能確認試験の一つとして、本年3月9日に日米が共同で行った発射試験では、迎撃ミサイルの弾頭部を保護するクラムシェル(二枚貝)型「ノーズコーン」の試作品をハワイ・カウアイ島沖の米海軍イージス艦「レイ

クエリー」から発射し、太平洋上約100キロで試作品の分離機能が正常に作動したことを確認し、成功を収めています。「ノーズコーン」は、内蔵する赤外線シーカーやキネティック弾頭を大気中での飛翔によって発生する空力加熱から保護する重要な構成品ですが、大気圏外において必要なくなった後は直ちに外れ、シーカー等の性能を最大限に引き出すことが求められます。このための方式として、左右に分離するクラムシェル型は極めて有効な方式です。この試験で得られたデータを含め、日米共同技術研究の成果は、今年度から開始する日米共同開発に反映される予定です。



左右に分離するノーズコーン（イメージ）

日米共同技術研究の試作対象



2 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街地化が進んでいるわが国においては、比較的少数の人員による潜入、攻撃であっても、わが国の平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした行動には、警察機関が第一義的に対処する潜入した武装工作員¹による不法行為から、わが国に対する侵略が行われた場合の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作などの武力攻撃などさまざまな態様がある。

する武力攻撃の態様として、不正規軍の要員であるゲ

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

(1) 基本的な考え方

ゲリラや特殊部隊によりわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。わが国に対



ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処のための訓練において山間地捜索を行う陸自第6師団隊員

1) 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。

リラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃などや、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などがある。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦では、速やかに情報収集態勢を確立し、ゲリラや特殊部隊を早期に発見して捕獲又は撃破することとなる。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に收拾することが重要である。

ア 各種船舶などの発見・阻止

ゲリラや特殊部隊を輸送する各種船舶や潜水艦などができるだけ早期に発見し、護衛艦、潜水艦や海・空自の航空機などにより、洋上での阻止などに努める。

イ ゲリラや特殊部隊の捜索・発見など

ゲリラや特殊部隊が、わが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などで沿岸部での警戒監視を行い、これらが領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる捜索・発見を行う。また、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。

ウ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破

ゲリラや特殊部隊を発見した場合、その地域に速やかに戦闘部隊を集めてこれを包囲した上で、捕獲又は撃破する。

(図表3-2-10参照)

2 武装工作員などへの対処

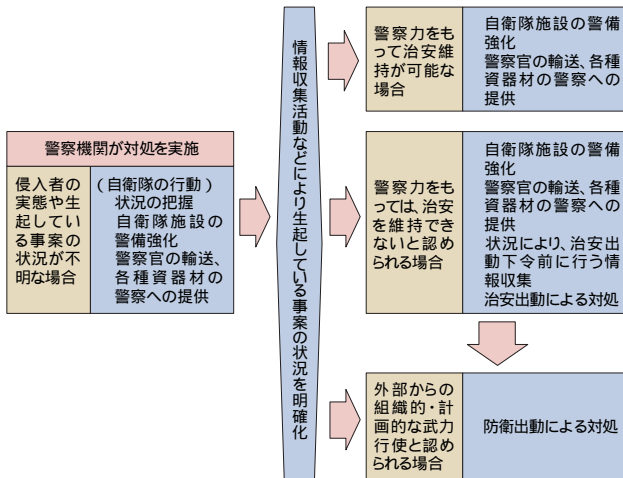
(1) 基本的な考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一

図表3-2-10 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



図表3-2-11 武装工作員などへの対処の基本的な考え方



ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処のための訓練を行う陸自隊員

義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じ、基本的に図表3-2-11のように対応する。

(2) 武装工作員などへの対処のための自衛隊法の改正

武装工作員などへの対処を迅速かつ効果的に行うため、01(平成13)年、自衛隊法を改正し、次のような規定を新設した。

ア 治安出動下令前に行う情報収集

防衛庁長官は、治安出動が下令されることおよび小銃、機関銃などの強力な武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、その事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊にそのような者がいると見込まれる場所などで、それらにかかわる情報の収集を命ずることができる。

また、情報収集の職務に従事する自衛官は、自己又は自己とともにその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。その際、正当防衛又は緊

急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

イ 治安出動時の武器の使用

治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が、事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用した結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為とされる場合としては、従来の、

職務上警護する人、施設又は物件に対する暴行又は侵害を排除する場合、および、

多衆集合して行う暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合に、

小銃、機関銃(機関けん銃を含む。)砲、化学兵器、生物兵器などの武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者による暴行又は脅迫を鎮圧又は防止する場合、を追加した。

(3) 警察との連携強化のための措置

ア 連携強化のための枠組みの整備

武装工作員などへの対処にあたっては、警察機関との連携が重要である。このため、00(同12)年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定(54(昭和29)年に締結)を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした²⁾。

2) 正式名称は「治安出動の際における治安の維持に関する協定」であり、防衛庁と国家公安委員会との間で締結された。



北海道警察と共同訓練を行う陸自北部方面隊

また、02（平成14）年5月末までに、陸自の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定を締結した。

イ 警察との共同訓練

武装作業員などへの対処に際し、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、昨年7月までに、現地協定の締結主体である師団などと全都道府県警察との間で共同図上訓練を実施した。

ウ さらなる連携強化の措置

これまで実施してきた共同図上訓練により、武装作業員などへの対処に関する警察との相互理解が図られたほか、警察と自衛隊の連携要領などについても検討がなされた。これらの成果などを踏まえ、治安出動の際の武装作業員などによる事案に対する自衛隊と警察の現地における共同対処をより適切に実施することを目的に、治安出動の際における武装作業員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。同指針は、上述した共同対処の基本的な事項として、治安出動命令が発せられる可能性のある場合、治安出動が発せられた場合のそれぞれの連携要領、および治安出動下令前後を問わず考慮すべき連携要領について規定している。

以上の成果を踏まえ、昨年10月20日には、陸上自衛隊北部方面隊と北海道警察との間で、初の共同実動訓練を実施し、治安出動の際の連携要領について確認した。

3 核・生物・化学(NBC)兵器への対応

近年、NBC兵器とその運搬手段およびこれらの関連資器材が、テロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる可能性があり、これら兵器の不拡散への取り組みが、わが国を含む国際社会の平和と安定にとって重要な課題となっている。95（平成7）年の東京での地下鉄サリン事件³や01（同13）年の米国での炭疽菌入り郵便物事案⁴の発生は、これらの兵器が移転・拡散している証左である。

(1) 基本的な考え方

わが国でいわゆるNBCテロが発生し、これが外部からの武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりわが国を防衛するために必要な対処や被災者の救援などを行う。また、NBCテロが発生し、外部からの武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携してテロを行う者の鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、NBCテロによる被災者の救助、被害の拡大防止などの観点から、災害派遣などにより、陸自の化学科部隊および各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況などに関する情報収集、除染活動、傷病者などの搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。

(2) NBC兵器への対応にかかわる防衛庁・自衛隊の取組

防衛庁・自衛隊では、中期防において、NBC兵器による攻撃への対処能力の向上を図ることとしている。特に生物兵器への対処については、検知・同定、防護、予防、診断・治療、除染、人材育成など、人員・装備面での必要な各種機能の充実を図ることとしている。

3) 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染などの作業を行った。

4) 01（平成13）年9月以降、米国で、炭疽菌入りの郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された。

具体的には、さまざまな場面で中心的な役割を担っている陸自においては、化学科部隊の人的充実や、生物偵察車、化学防護車、除染車、個人用防護装備、化学防護衣など各種防護器材の充実を図るとともに、NBC偵察車の開発を行っている。さらに、陸自は、特殊な災害に備えて初動対応要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。また海自および空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

(3) 核・放射線兵器に関連する物質⁵への対処

核兵器に関連する物質は、身体に直接傷害が発生しない場合であっても、被ばくにより、身体にさまざまな影響が及ぶことから、その特性を踏まえた適切な防護と被ばく管理が必要である。

防護マスクと防護衣を着用することで放射性物質の吸入による内部被ばく⁶を、また、化学防護車で放射線による外部被ばく⁷を一定程度防ぐことができる。そのため、限定的ではあるが、これらの装備品を保有している化学防護部隊による活動が考えられる。

この場合、自衛隊は関係機関と連携しつつ、汚染状況の測定、傷病者の搬送などを行う。



NBC 対処訓練を行う陸自第2化学防護隊（北海道）

(4) 生物兵器への対処

ア 生物剤を使用したテロに対する災害派遣を行う場合

生物剤は、一定の潜伏期間を有し、初期症状だけでは、原因が生物剤かどうかの判定が困難であるといった特徴がある。このため、密かに生物剤が散布された場合、被害が発生・拡大した段階に至って初めて何らかの人為的な原因が推測されるなど、テロが行われたことを被害発生以前に認知することは極めて困難であることが予想される。

こうした被害の発生に際しては、第一義的には医療機関などが対応し、自衛隊は、主として除染活動、患者などの輸送、医療活動を行う。また本年度から、生物兵器による被害を局限するため、感染の疑いのある患者を収容し、早期に診断方針を決定するため生物剤対処用衛生ユニットの整備に着手する。

イ 生物兵器対処への取組など

防衛庁・自衛隊は、部外有識者からなる「生物兵器への対処に関する懇談会」から01（同13）年4月に提出された報告書⁸を踏まえ、生物兵器への対処に関する基本的考え方を整理して施策の全体像を示すため、02（同14）年1月、「生物兵器対処に係る基本的考え方」（基本的考え方）を取りまとめたことに加え、「生物兵器対処委員会」を設置し、各種取組を行っている。これらの取組みの一環として、運用研究などによる対処能力の向上を目的とした「生物兵器対処セミナー」を開催している。

また、02（同14）年7月、部外有識者からなる「ワクチン等にかかる検討会」からの報告⁹を踏まえ、03（同15）年1月から国際平和協力業務に参加する隊員に種痘（天然痘の予防接種）を行っている。

（図表3-2-12参照）

5) 99（平成11）年、茨城県東海村のJCOウラン加工工場での核燃料サイクル中に発生した臨界事故では、臨界に伴い発生した放射線により現場作業員が被ばくし、死亡者が発生した。この際、災害派遣として陸自の化学科部隊が出動した。

6) 呼吸器などを通して体内に取り込まれた放射性物質からの放射線による被ばく

7) 体外にある放射性物質による放射線の直接の被ばく

8) 報告書では、わが国において生物兵器が使用された場合の必要な対処を整理しており、防衛庁・自衛隊は、総合的推進体制の整備、研究開発体制の整備、検知器材などの装備の充実、人材の育成、情報収集体制の強化、感染症病室の整備など医療体制の充実、緊急事態対処体制の確立、演習の実施、関係機関との連携と情報の公開、広報の10項目にわたって積極的に取り組むべきである。生物兵器への対処にかかわる体制の整備は、政府全体で取り組むべき重要な課題であり、防衛庁・自衛隊が、政府全体の対応を踏まえながら体制づくりを始めることで、国民の安全が確保されることを期待する、としている。「生物兵器への対処に関する懇談会報告書」<<http://www.jda.go.jp/j/delibe/seibutu/houkoku.html>>

9) 「ワクチン等にかかる検討会」<<http://www.jda.go.jp/j/delibe/vaccine/houkoku.html>>

(5) 化学兵器への対処

化学剤は、生物剤と異なり一般に傷害の発生が早く、被害発生時の迅速な初動対処が極めて重要である。

化学剤には、陸自の化学科部隊などに装備されている化学防護衣や化学防護車で防護が可能であり、災害派遣などにより派遣された陸自の化学科部隊や衛生部隊な

どが、汚染地域で、化学検知器材による化学剤の検知、傷病者の搬送、除染、医療活動を行う。また、自衛隊の出動に至らない事態でも、自衛隊は、必要に応じ関係機関への化学防護衣などの貸与、化学科部隊の連絡要員などの派遣を行う。

図表3-2-12 将来の生物兵器対処（イメージ図）



3 島嶼部に対する侵略への対応

防衛大綱では、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在するわが国の地理的特性について、安全保障上の脆弱性と位置付けている。特に、多くの島嶼が存在するという地理的特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の1つとして島嶼部に対する侵略が予想される。

1 島嶼部に対する侵略に対応するための作戦

島嶼部に対する侵略への対応は、自衛隊が平素から行っている警戒監視や軍事情報の収集などにより、早期に兆候を察知することが重要である。対応にあたっては、本格的な着上陸侵攻対処における作戦の形態と共通する点が多いが、事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる侵略を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず当該島嶼を占領された場合などにはこれを撃破するための作戦を行う。

これらの作戦を行う上では、統合運用による部隊の機動的な輸送・展開が必要であり、各自衛隊は、相互

に連携して、部隊を迅速に集中し、敵の部隊などを阻止・撃破する。



米国カリフォルニア州において、米国海兵隊とともに、島嶼部に対する侵略への対応のための訓練を行う
陸自西方普通科連隊（長崎県）隊員 [参照](#) > 6章2節3（P293）

4

周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船などへの対応

本格的な侵略事態はもとより、新たな脅威や多様な事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から領海・領空とその周辺の海空域を常時警戒監視し、防衛に必要な情報を収集・処理することが、極めて重要である。このため、自衛隊は、わが国の平和と安全の確保に直接結びつくさまざまな活動を行っている。

1 周辺海域における警戒監視

海自は、1日に1回を基準として哨戒機（P-3C）により、北海道の周辺海域、日本海と東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。また、ミサイル発射に対する監視など必要に応じ、随時、護衛艦・航空機を柔軟に運用して監視活動を行い、わが国周辺における事態への即応態勢を維持している。

さらに、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが、24時間態勢で監視活動を行っている¹。

2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

空自は、全国のレーダーサイトと早期警戒機（E-2C）早期警戒管制機（E-767）などにより、わが国とその周辺



警戒監視にあたる海自E P - 3電子戦データ収集機



緊急発進訓練を行うF - 15戦闘機

の上空を24時間態勢で監視している。また、戦闘機が直

¹ なお、従来対馬海峡および宗谷海峡（結氷期を除く）において、護衛艦などにより常に監視を実施してきたが、本年度からは、このような護衛艦などによる海峡の固定的な監視によらず、航空機と護衛艦を柔軟に運用することで、間隙のない監視態勢を維持している。

ちに発進できるよう、その一部を常に待機させている。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、緊急発進した空自の戦闘機などがその航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動の監視を行う。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを発する。

3 領水²内潜没潜水艦への対処

(1) 基本的な考え方

わが国の領海および内水で潜没航行する外国潜水艦に対しては、96（平成8）年の閣議決定³などにに基づき海上警備行動⁴を発令し、自衛隊が当該潜水艦に対して、海面上を航行し、かつその旗を揚げる旨要求することおよび当該潜水艦がこれに応じない場合にはわが国の領海外への退去要求を行う。

(2) 中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案を踏まえての措置など

04（平成16）年11月、先島群島周辺のわが国領海内で潜没航行していた中国原子力潜水艦が発見された。これに対しては、自衛隊法第82条および96（同8）年の閣議決定に定める手続きに従い、海上警備行動を発令して対処し、海自の艦艇および航空機は、当該潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。しかし結果として、当該潜水艦の入域情報に接してから海上警備行動の発令までに相当の時間を要することとなったことから、これらをはじめとする教訓を踏まえ、政府としては新たに次の対処方針などを定めた。

ア 対処方針

(ア) 領水内潜没潜水艦に対しては、原則として海上警備行動により、浮上要求、退去要求などの措置を実施

(イ) 防衛庁長官は、事案発生に際し、所要の手続きを

経て、海上警備行動を速やかに発令

このため、わが国領海に接近する潜水艦の情報が得られた場合には、これを早期に政府部内で共有

当該潜水艦がわが国領海内に侵入した場合には、特段の事情がない限り、直ちに海上警備行動を発令

(ウ) 当該潜水艦がわが国領海を出域した後も、再侵入の可能性の見極め、国籍の特定などのため、原則として海上警備行動を継続

(エ) 関係国と連絡をとり必要な措置を講じつつ対処

(オ) 領水内潜没潜水艦の状況、政府の対処などについては、安全保障上の観点などに留意しつつ、海上警備行動の発令の公表は速やかに行うなど、国民に対し適切かつ時宜を得た説明を実施

(カ) 以上の方針を確実に実施するため、必要なマニュアル（対処要領）を関係省庁間で共有

イ 領水内潜没航行潜水艦対処のための装備などの充実

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、当該潜水艦に対するわが国の意思を表示する能力の整備・向上および浅海域における潜水艦対処能力の維持・向上を図っている。

参照 > 2章2節5（P98）

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的な考え方

不審船には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能又は著しく困難と認められる場合には、機を失することなく

2) 領海および内水を含む

3) 96（平成8）年12月安全保障会議および閣議で決定された「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」この閣議決定は、自衛隊の部隊がわが国の領海および内水で潜没航行する潜水艦に対して浮上・掲旗要求、退去要求を行うにあたり、あらかじめ閣議においてその基本方針と手順を決定しておき、個々の事案発生時に、改めて個別の閣議決定を経ることなく、内閣総理大臣の判断により、自衛隊の部隊が迅速に対処し得る途を開いたもの。

4) 正式には「海上における警備行動」（自衛隊法第82条）という。海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動で内閣総理大臣の承認が必要

海上警備行動を下令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対応する。

このような役割分担の下、防衛庁・自衛隊では01（平成13）年の九州南西海域不審船事案⁵も踏まえ、不審船に

対して効果的かつ安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく必要な措置を講じてきている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

スクランブル2万回

航空自衛隊は、昭和33年2月17日に「領空侵犯に対する措置」任務を開始しました。以来、1年365日、休むことなく、本任務のための待機態勢をとり続けています。

同任務に伴い実施する緊急発進（スクランブル）は、昭和33年5月13日に第1回目を行って以来、昭和58年2月1日に1万回に達し、また平成18年4月6日に2万回に達しました。これまで、領空侵犯に至った事例は、通算33件です。

最近10年間のスクランブル回数とその内訳は、下図のとおりであり、平成17年度のスクランブル回数は、同8年度並の実施回数となっています。この実施回数の前年度からの増加は、中国機（推定を含む。）に対するスクランブル回数が増加したことによるものでした。

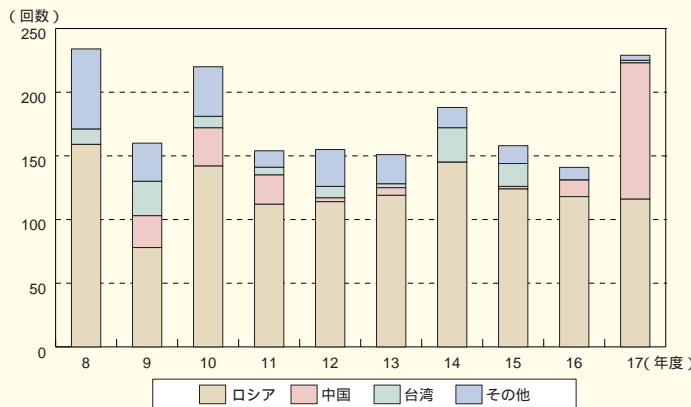
「領空侵犯に対する措置」任務は、わが国の主権を守る上で重要であり、航空自衛隊は、昼夜を問わず、引き続きこの任務を適切に実施しうる態勢を維持していきます。

参照 > 1章2節3（P45）



空自第305飛行隊（茨城県）

最近10年間のスクランブル実施回数とその内訳



（注）航空機の国籍は推定を含む。

5) 監視活動中の哨戒機（P-3C）が不審な船舶を発見、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから、北朝鮮の工作船と特定された。02（平成14）年にも、監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島沖の北北西約400km（わが国の排他的経済水域外）において不審船の疑いのある船舶を発見し、巡視船、護衛艦、航空機で追尾・監視を行った事案が起きている（日本海中部事案）。



対潜爆弾投下訓練を行う海自P-3C哨戒機

(2) 能登半島沖不審船事案を踏まえての措置など

99(同11)年の能登半島沖での不審船事案⁶では、自衛隊創設来初めての海上警備行動が発令され、海自は護衛艦や哨戒機(P-3C)により対処した。

この事案で得られた教訓・反省事項を踏まえ、防衛庁・自衛隊は、次のような施策を行った。

ア 不審船対処のための装備などの充実

海自は、新型ミサイル艇の速力向上など⁷、「特別警備隊」⁸の新編、護衛艦などへの機関銃の装備、強制停船措置用装備品(平頭弾⁹)の装備、艦艇要員充足率の向上などの事業を実施した。

イ 海上保安庁との連携の強化

99(同11)年、防衛庁は、海上保安庁との間で「不審

船に係る共同対処マニュアル」を策定し、不審船が発見された場合の初動対処、海上警備行動の発令前後における役割分担などについて規定した。同マニュアルでは、先述した不審船への対処に関する基本的な考え方の下に次のような共同対処を行うこととしている。

(ア) 情報連絡体制など

海上保安庁および防衛庁は、所定の情報連絡体制を確立し、初動段階から行動終了までの確な連絡通報を実施

(イ) 海上警備行動発令前における共同対処

海上保安庁が、必要な勢力を投入し、第一に不審船に対処し、海自は、海上保安庁の求めに応じ可能な協力を実施

6) 監視活動中の哨戒機(P-3C)が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と判断される不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

7) 02(平成14)年3月、2隻が就役し、主に次の点を充実させている。速力を不審船を追尾可能な約44ノットに向上、12.7mm機関銃の装備、艦橋への防弾措置を実施、暗視装置の装備

8) 01(同13)年3月、海上警備行動下に不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

9) 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

(ウ) 海上警備行動発令下における共同対処

海上警備行動が発令された場合には、海自は、海上保安庁と連携、共同して停船のための措置などを実施

(エ) 共同訓練など

防衛庁および海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換および共同訓練などを実施するとともに、海自は、同マニュアルに基づき、不審船に対する追尾・捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図ってきた。本年2月28日には、不審船発見から停船までのシナリオに基づく共同実動訓練を行った。

ウ 不審船対処のための自衛隊法の改正

不審船を停船させるための武器使用権限のあり方を中心に法的な整理を含めた検討が行われ、01(同13)年、自衛隊法を改正し、海上警備行動時などの武器使用に関して次のような規定を新設した。

海上警備行動時などに、職務上の必要から立入検査を行う目的で船舶の停止を繰り返し命じても乗組員などがこれに応じずに抵抗したり、逃亡しようとしたりする場合があります。このような場合において、一定の要件¹⁰に該当すると防衛庁長官が認めるときは、海上警備行動などを命ぜられた海上自衛官は、その船舶を停止させる



海上保安庁との共同訓練において不審船を追跡する
海自ミサイル艇「うみたか」

ためにほかに手段がないと信ずるに足りる相当な理由があれば、事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。その結果、人に危害を与えても法律に基づく正当行為と評価されることとなる。

(3) 九州南西海域不審船事案を踏まえての措置

01(同13)年12月の九州南西海域不審船事案への対応について、政府が検証作業を行った結果を踏まえ、防衛庁・自衛隊は次のような措置を講じている。

ア 哨戒機(P-3C)から基地への画像伝送能力、基地から中央への写真画像など大容量の情報伝送能力を強化する。

イ 不確実な情報であっても、早い段階から、内閣官房・防衛庁・海上保安庁間で不審船情報を共有する。

ウ 工作船の可能性の高い不審船については、不測の事態に備え、政府の方針として、当初から自衛隊の艦艇を派遣する。

エ 遠距離から正確な射撃を行うための武器を整備する。

(4) 武装工作船などへの対応

防衛庁・自衛隊は、過去の事案の教訓事項を踏まえつつ、武装工作船などの不審船の発見・分析、海上警備行動発令時における停船のためおよび停船後の対応について、対処能力の向上を図ることとしている。

10) 当該船舶が、外国船舶(軍艦および各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業目的のみに使用されるものを除く。)と思われる船舶で、国連海洋法条約第19条に定める無害通航でない航行をわが国の内水又は領海において現に行っていると認められること(当該航行に正当な理由がある場合を除く。)、当該航行を放置すれば、これが将来において繰り返される蓋然性があると認められること、当該航行が、わが国の領域内において重大凶悪犯罪を犯すのに必要な準備のために行われているのではないかと疑いを払拭できないと認められること、当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより得られるであろう情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ、将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること。

5 大規模・特殊災害などへの対応

自衛隊は、災害発生時に、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動を行っている。特に95（平成7）年の阪神・淡路大震災¹での災害派遣以降、自衛隊の活動に対する国民の期待はますます大きくなっている。その後も自然災害だけでなく、99（同11）年の茨城県東海村での臨界事故²や01（同13）年の愛媛県立宇和島水産高等学校実習船「えひめ丸」沈没事故など多様な事態に際して、自衛隊が大きな役割を果たしている。

1 災害派遣などのしくみ

(1) 災害派遣などの種類

ア 災害派遣

(ア) 要請による派遣（一般的な派遣形態）

災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上（資料75（P401）参照）、都道府県知事などからの要請により部隊などを派遣することを原則とする。これは、知事などが災害対策の一次的な責任を負っており、災害の状況を全般的に把握できる立場にあるため、知事などの要請を受けることが適当と考えられたことによる。また、市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、応急措置を行う必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。さらに、災害対策基本法第68条では市町村長は、知事に対する要求ができない場合には、災害の状況などを防衛庁長官又は長官が指定する者に通知することができる。

(イ) 自主派遣

防衛庁長官又は長官が指定する者は、特に緊急な事態

で、要請を待つ時間がないときには、要請がなくても、例外的に部隊などを派遣することができる。

この自主派遣をより実効性のあるものとするため、95（同7）年に「防衛庁防災業務計画³」を修正し、部隊などの長が自主派遣する基準を次のとおり定めた。

関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合

都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合

人命救助に関する救援活動の場合など

このほか、部隊などの長は、防衛庁の施設やその近傍に火災などの災害が発生した場合、部隊などを派遣することができる。

イ 地震防災派遣

「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言⁴が出されたときには、地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛庁長官は、地震発生前でも部隊などに地震防災派遣を命じることができる。

ウ 原子力災害派遣

「原子力災害対策特別措置法」に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛庁長官は、部隊などに原子力災害派遣を命じることができる。

(2) 災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れ

自衛隊の災害派遣は次のような流れで行われる。

（図表3-2-13参照）

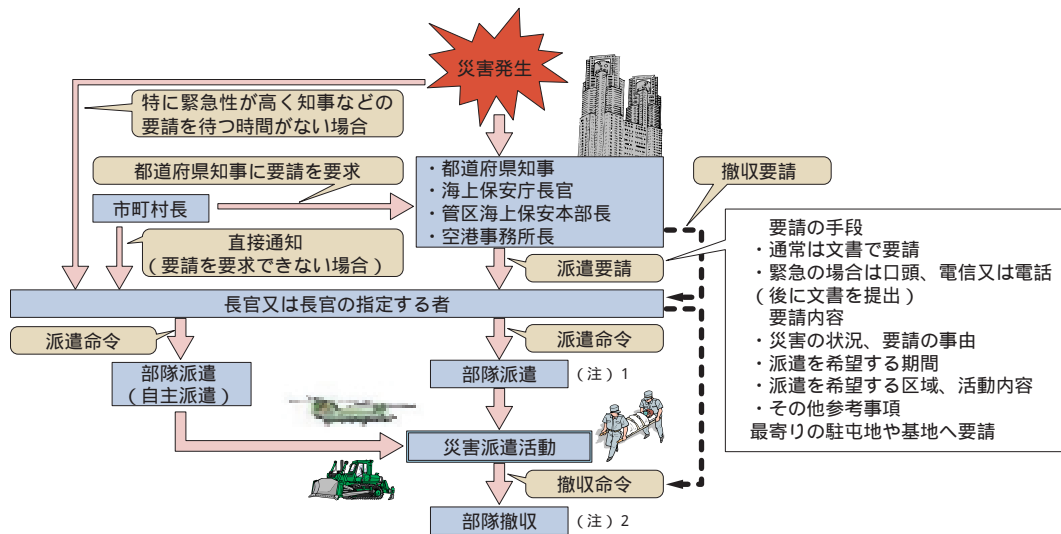
1) 兵庫県南部を震源とするM7.3の「95（平成7）年兵庫県南部地震」により、阪神地方で死者・行方不明者6,400名を上回る壊滅的被害が発生した。

2) 東海村のJCOウラン加工施設で起きた臨界（核分裂で中性子が放出され、核分裂反応が連続的に続いていく状態）事故。この事故で、2名の作業員が被ばく死した。

3) <<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/index.html>>

4) 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

図表3-2-13 要請から派遣、撤収までの流れ



(注) 1 災害招集命令を受けた即応予備自衛官及び予備自衛官を含む。
 2 部隊をまとめて引き上げること。

(3) 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

自衛隊法などでは、災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官がその災害派遣活動などが効率的に行えるように、次のような権限を定めている。

(図表3-2-14参照)

図表3-2-14 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

- 1 警察官がその場にいない場合に限り、周囲の者などに警告を発し、特に緊急の場合には、危害を受けるおそれのある者を、その場の危害を避けさせるために必要な限度で、引き留めたり避難させたり、周囲の者などに危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じたり、自らその措置をとることができる。
 - 2 警察官がその場にいない場合で、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要なと判断される限度において他人の土地、建物などに立ち入ることができる。
 - 3 緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限された区域などにおいて、警察官がその場にいない場合には、自衛隊の緊急通行車両の通行を確保するため、道路上の放置車両の除去などの措置ができる。(地震防災派遣を除く。)
 - 4 市町村長又はその委任を受けた職員や警察官、海上保安官がその場にいない場合、次の行為などを行うことができる。(地震防災派遣を除く。)
- (1) 建物の倒壊や崖崩れの危険性の高い場合などに、警戒区域を設定し、立入制限・禁止又は退去を命ずること
 - (2) 救援活動における活動拠点や緊急患者の空輸に必要な通信中継所の確保などのため、土地や建物を使用すること
 - (3) 倒壊家屋から人命救助を行う場合などに、障害となる被災した建物などを移動し、あるいは撤去すること
 - (4) 現場の自衛官では足りない場合などに、住民又は現場にいる者に人命救助や水防などの業務を行わせること
 (自衛隊法第94条、第94条の2、第94条の3及び災害対策基本法参照)

2 災害派遣の初動態勢・実施状況

(1) 災害に対する初動対応態勢

阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊では、災害派遣を迅速に行うため、各自衛隊は、初動に対処できる部隊を指定している。本年6月現在、陸自は、災害派遣に即応できる部隊として全国に人員約2,700名、車両約410両、ヘリコプター約30機を指定している。海自は、応急的に出動できる艦艇を基地ごとに指定しているほか、航空機の待機態勢を整えている。空自は、航空機の待機態勢などを整えている。

また、自衛隊は、部隊などが気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を受けたときに、自主派遣として、速やかに航空機などを使用して現地情報を収集し、官邸などに、その情報を伝達できる態勢をとっている。さらに状況に応じ、関係地方公共団体などへ連絡要員を派遣して情報収集を行うこととしている。

人命救助に関しても、陸・海・空自衛隊の各種装備を活用して、対処することが可能である。

(図表3-2-15参照)

(2) 災害派遣の実施状況

ア 救急患者の輸送

自衛隊は、従来から医療施設が不足する離島などの救

図表3-2-15 災害等各種事態における自衛隊衛生関連装備の活用のイメージ



急患者を、航空機で緊急輸送している。昨年度は災害派遣総数892件のうち、609件がこの救急輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）五島列島（長崎県）などへの派遣が582件と多数を占めた。

その内訳は、高齢者の救急患者が最も多く、出産、水難事故に際しての緊急輸送もあった。また、他機関の航空機では航続距離不足などで対応できない場合には、本土から遠距離にある海域で航行している船舶の緊急患者の輸送も行っている。

また、陸自第101飛行隊（沖縄県）は、本年4月5日、沖縄県知事の要請で久米島から重傷患者を那覇駐屯地まで空輸し、昭和47年に米軍から緊急患者の空輸任務を引き継いで以来の空輸件数が7,000回に達した。

イ 消火支援

昨年度の消火支援件数は、147件であり、急患輸送に次ぐ件数となっている。

その内訳は、近傍火災に対する派遣が最も多く、昨年

度は125件であった。全国に所在する各部隊などは、周辺住民の生活の安全確保に寄与するためにも、近傍火災への対処に積極的に取り組んでいる。

また、島嶼や山地など、消火が難しい場所では都道府県知事からの災害派遣要請を受け空中消火活動も行った。

（図表3-2-16・17・18参照）

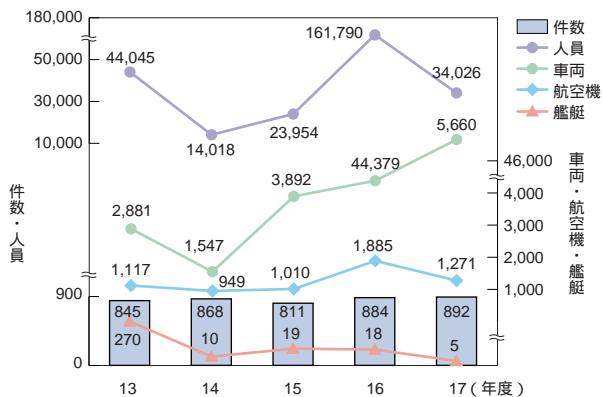
ウ 自然災害への対応

昨年度は、福岡県西方沖地震や、九州、四国、中国地方が台風14号による風水害、さらに北・東日本の日本海側では戦後3番目の死者を出した「平成18年豪雪」による雪害などに見舞われた。主要な派遣は次のとおりである。

（ア）福岡県西方沖を震源とする地震に対する派遣

昨年3月20日発生した最大震度6弱の福岡県西方沖を震源とする地震の際には、陸・海・空自衛隊は発災後直ちに航空機などによる偵察や連絡要員の派遣を行うと

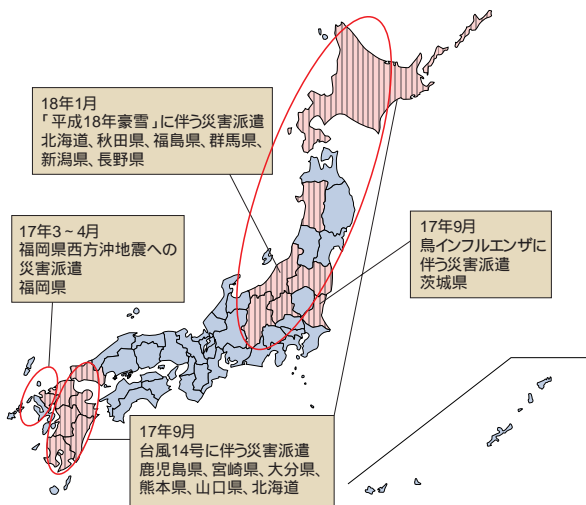
図表3-2-16 災害派遣の実績（過去5年間）



図表3-2-17 災害派遣の実績（平成17年度）

項目	件数	人員	車両	航空機	艦艇
風水害・震災対応	16	11,570	2,587	197	
急患輸送	609	2,777	4	636	
捜索救難	55	5,702	694	119	5
消火支援	147	4,906	711	192	
その他	65	9,071	1,664	127	
合計	892	34,026	5,660	1,271	5

図表3-2-18 主要な災害派遣実地地域（平成17年度）



隠岐島から救急患者を輸送するC-1輸送機（空自第3輸送航空隊（島根県））



被災者を救出する陸自第12普通科連隊（鹿児島県）隊員



災害派遣中の空自第5航空団（宮崎県）隊員

もに、福岡県知事からの災害派遣要請を受け、玄界島島民の避難支援、給水支援、物資輸送、玄界島における半壊家屋などに対するビニールシートの展張および医療活動などに、延べ人員約4,200名、車両約540両、航空機約150機、艦艇18隻を派遣した。

（イ）台風14号災害に対する派遣

昨年9月上旬、台風14号の影響による九州、四国および中国地方を中心とした大雨に伴う河川の決壊、浸水、土砂崩れなどの被害に際しては、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、山口県および北海道知事からの災害派遣要請を受け、道路啓開、行方不明者の捜索活動、給水支援、土のう積み、物資輸送などに、延べ人員約6,300名、



上空から見た長野県秋山郷集落

車両約1,500両、航空機25機を派遣した。

(ウ) 鳥インフルエンザに対する派遣

昨年6月下旬に茨城県において高病原性鳥インフルエンザが発生し、同年9月には、ウイルス蔓延防止のため、県、市町村職員、警察、消防および建設関係業界関係者とともに、感染した鶏を処分することとなり、茨城県知事からの災害派遣要請を受け、延べ人員約2,100名、車両約260両を派遣し、約44万羽を処分した。

(エ) 「平成18年豪雪」による雪害に対する派遣

北日本および東日本の日本海側では、昨年12月以来記録的な降雪に見舞われ、死者が戦後3番目の151名にのぼるなど被害が多数発生した。新潟県、長野県、秋田県、群馬県、福島県および北海道においては、集落が積雪により孤立するとともに、一部の地域では住宅などが雪の重みで損壊する危険が生じたため、県および道知事からの災害派遣要請を受け、緊急車両の通行確保のほか、孤立予想世帯、公共施設などの除排雪などに、延べ人員約4,200名、車両約990両、航空機8機を派遣した。

3 災害対処への平素からの取組

(1) 地方公共団体などとの連携

自衛隊が、災害派遣活動を迅速かつ的確に行うためには、平素から地方公共団体などとの連携を強化しておくことが重要である。例えば、情報連絡体制の充実、両者の防災計画の整合化、地方公共団体が行う防災訓練への

積極的な参加などがあげられる。

このため、18年度においては、各都道府県に所在する地方連絡部に新たに災害に関する連絡調整機能を付加し、「国民保護・災害対策連絡調整官」を新設するとともに、地方連絡部の名称を「自衛隊地方協力本部」に変更する。これにより、地方公共団体などとの平素からの密接な連携を確保する。

参照 > 本章4節3 (P167)・6章2節1 (P285)

また、地方公共団体の防災などの業務に対し、自衛官としての経験、知識などを活用した人的協力を行うことは、地方公共団体との連携を強化する上で重要であり、地方公共団体からの要請に応じ、当該分野に知見を有する退職自衛官の推薦などを行っている。こうした形で地方公共団体の防災関連部門などの担当として在職しているのは、本年5月31日現在、全国43都道府県市区町村に96名である。また、東京都の防災担当部局に現職自衛官を出向させている。

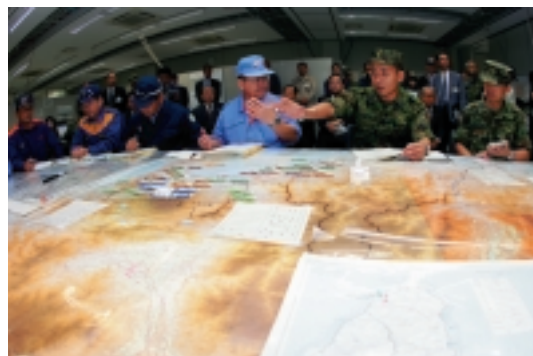
(図表3-2-19参照)

さらに、災害時に自衛隊が効果的に活動するためには、地方公共団体などと連携し、また、協力を得て次のような措置をとることが重要である。

ア 集結地などの確保

災害派遣部隊は、活動拠点として使用するために、被災地近くの公園やグラウンドなどの集結地が必要である。

また、災害時には車両による活動が制限される可能性が高いことから、救急患者輸送、物資輸送、消火活動などの目的に応じ、被災地やその近くにヘリポートを設置



防災図上訓練において協議を行う静岡県防災調整監(退職自衛官)と陸自東部方面総監部運用班長

図表3-2-19 退職自衛官の地方公共団体防災関連部門における在職状況

区域	都道府県	市町村		
北海道	北海道	北海道庁	帯広市役所	
			千歳市役所	
			美唄市役所	
			札幌市役所 2名	
			函館市役所	
			美幌町役場	
			苫小牧市役所	
			北斗市役所	
			岩見沢市役所 2名	
			旭川市役所	
東北	青森県	青森県庁	八戸市役所 青森市役所	
	岩手県	岩手県庁	滝沢村役場	
	宮城県	宮城県庁	仙台市役所 2名 石巻市役所	
	秋田県	秋田県庁		
	山形県	山形県庁	東根市役所	
関東	福島県	福島県庁		
	茨城県	茨城県庁		
	群馬県	群馬県庁		
	埼玉県	埼玉県庁	草加市役所	
	千葉県	千葉県庁		
	東京都	東京都庁 2名	板橋区役所 荒川区役所	
	神奈川県	神奈川県庁		
中部	新潟県	新潟県庁		
	富山県	富山県庁	富山市役所	
	石川県	石川県庁	輪島市役所 金沢市役所	
	福井県		福井市役所	
	山梨県	山梨県庁		
	岐阜県	岐阜県庁		
	静岡県	静岡県庁 2名		
	愛知県	愛知県庁	三好町役場	
	近畿	三重県	三重県庁	
		滋賀県	滋賀県庁	草津市役所 高島市役所
京都府		京都府庁	宇治市役所	
大阪府		大阪府庁	堺市役所 池田市役所 大阪市役所	
兵庫県			明石市役所	
和歌山県		和歌山県庁	和歌山市役所	
中国	鳥取県	鳥取県庁		
	島根県	島根県庁	松江市役所	
	岡山県	岡山県庁	倉敷市役所	
	広島県			
	山口県	山口県庁		
四国	徳島県	徳島県庁 2名	小松島市役所	
	香川県	香川県庁		
	愛媛県	愛媛県庁		
	高知県	高知県庁		
九州	福岡県	福岡県庁	飯塚市役所	
	佐賀県	佐賀県庁 2名	唐津市役所	
	長崎県	長崎県庁 4名	佐世保市役所	
	熊本県	熊本県庁		
	大分県	大分県庁	大分市役所	
	宮崎県	宮崎県庁 2名	都城市役所 延岡市役所	
	鹿児島県	鹿児島県庁 2名	薩摩川内市役所 霧島市役所	

(注) 非常勤職員を含む。

する必要がある。この際、ヘリコプターの円滑な運用のため、避難場所とヘリポートを明確に区別するとともに、平素からその場所を住民に周知しておくことが必要である。

イ 建物の番号表示

航空機が、情報収集、人員・物資の輸送などを行う際に、空中から建物を確認しやすいように、県庁、学校など防災上重要な施設の屋上に目印となる番号を表示することは有効である。

ウ 連絡調整のための施設などの確保

自衛隊との連絡調整のための活動施設を都道府県庁内に設けることも必要である。例えば、連絡調整業務のための仮設の通信所、連絡官の待機所、車両の駐車場などが考えられる。

(2) 各種災害への対応マニュアルの策定

さまざまな形で起こり得る災害に、より迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対応の基本を明確にして、関係者の認識を統一しておくことが有効である。このため、00(平成12)年11月、防衛庁・自衛隊は、過去の災害派遣や防災訓練で明らかになった教訓事項を踏まえ、災害の種類ごとの対応において留意すべき事項を取りまとめた各種災害への対応マニュアルを策定した⁵⁾。

このマニュアルは、予想される災害の形態を 都市部、山間部、島嶼部、特殊災害の4つに区分し、それぞれの場合ごとに、災害への対処方針、発生し得る被害様相、求められる主な活動、留意事項を定めている。このマニュアルは既に関係機関、地方公共団体などに配布されており、陸・海・空自衛隊は、防衛庁防災業務計画とこのマニュアルに基づき、災害派遣活動のより一層の充実に努めている。

(3) 原子力災害などへの対処

99(同11)年、茨城県東海村のウラン加工工場が発生

5) 「都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について」
<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/sankou_01.pdf>

災害派遣（雪害）に従事した隊員の声（陸自）

新潟県上越市に所在する陸自第2普通科連隊は、「平成18年豪雪」において同県からの要請により、災害派遣を行いました。湯沢町における災害派遣に現場指揮官（中隊長）として参加した吉田1等陸尉に聞きました。

第2普通科連隊（新潟県）本部管理中隊長

1等陸尉

よしだかずひこ
吉田一彦

新潟県湯沢町では、1月に入り、町全体の積雪が大人の身長^{身長}の2倍を超え、自治体では一般国道の除雪で手一杯となり、学校までは手が回らない状態でした。しかし小中学校では校舎の耐雪量を上回る程となっていたため、一刻も早く、校舎屋上の除雪を行う必要がありました。

特に、校舎から張り出した雪庇^{ユツビ}は、数トンにもなるほどの重さとなって、これが屋上から落ちた場合きわめて危険な状況だったので、登下校路の危険箇所の除雪を最優先に行いました。雪庇除去作業は、校舎の15m以上の高さの屋上の縁から2m以上張り出している雪庇の上^上に乗り出して行う作業でした。実際、新潟県内では、屋根からの雪下ろし中の転落事故で多くの方が亡くなられていましたので、高所で行動するための特別な訓練を積んだレンジャ-隊員を主体にして、命綱を付けて行わなければなりません。部隊全力で作業を実施しましたが、きわめて多い積雪量と固く締まった雪に悪戦苦闘しつつ、除雪作業は思うようにはかどらないなか、大雪にも負けず、毎日元気に登下校する子供達の「じえいたいさん！ガンバッテ-！」との応援に励まされ、任務を遂行しました。



災害派遣後、派遣先の小中学校校長会会長を始め皆様からお手紙を頂きましたが、それは「生徒達は、黙々と作業に励む隊員の皆様の姿から言葉では表現できない何かを学び取っていたようです。無言の教育とでも言ったら良いのでしょうか。教室に座って授業を受けているだけでは学べない何かです。」など心のこもった内容でした。この災害派遣活動を通じて、大雪で困っていた地域の皆様のお役に立てたことを、大変うれしく感じています。



した臨界事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策の抜本的な強化を図るという観点から、同年、「原子力災害対策特別措置法」が制定された。同法では、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が緊急事態応急対策を的確かつ迅速に行うため、防衛庁長官に対して自衛隊の支援を要請することができることと規定され、これに伴って、自衛隊法が一部改正された⁶。

東海村での臨界事故以降、経済産業省が主体となって

00（同12）年から実施している原子力総合防災訓練では陸・海・空自衛隊が輸送支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測支援などを行い、原子力災害に際しての各省庁や地方公共団体との連携要領などを確認している。

また、原子力災害のみならず、その他の特殊災害⁷に対処するため、18年度予算においても、化学防護部隊を強化することとしている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣に従事した隊員の声（海自）

海難救助に救難員として参加した海自第21航空群の千葉1曹に当時の様子などを聞きました。

第21航空群（千葉県）

第101航空隊

1等海曹

ちばふみひろ
千葉文博

我々SH-60J型ヘリコプター搭乗員は、日頃から訓練を積み重ね、あらゆる任務に即応する準備を整えています。救難任務もその一つです。

平成17年7月26日、台風7号が関東地方に接近しつつあるときに、八丈島東方沖でヨットが航行不能となりました。その遭難信号を受信した海上保安庁からの災害派遣要請を受け、救難員である私は、SH-60Jに搭乗し館山基地を離陸、遭難者の救助に向かいました。

離陸後、「ヨットの乗員2名が浸水の始まった船体を放棄し、漂流。位置は館山から南南東220Kmの海上。海上保安庁のジェット機が捜索中。」との情報を司令部から無線で入手しました。現場に近づくと、風は毎秒20m、波の高さは5mを超えており、ヘリコプターの残燃料及び基地からの距離から考えて、捜索時間は40分間程度しかないことから、厳しい条件下での捜索、救助となることが予想されました。

捜索開始直後に、海上保安庁のジェット機が漂流しているヨットを発見し、間もなく遭難者の乗った1.5m程度の救命ボートを波間に発見しました。救助のためホバリングしましたが、ボートは大きなうねりに翻弄されており、また、本機も強い風とうねりの影響を受け海面からの高度が大きく上下しました。しかし、ボートから不安そうな顔を覗かせる2名の遭難者を確認したとき「必ず無事に救助するぞ!」という強い気持ちが再び湧き、厳しい気象条件ではありましたが、搭乗員一丸となり遭難者を無事救助、任務を完遂することができました。

救助後、涙を流しながら手を握ってきた遭難者の顔を見たとき、救助できた喜びと任務の達成感で胸が熱くなりました。この気持ちを忘れず、これからも訓練に励み、あらゆる任務に即応できるよう頑張っていきます。



6) 原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる。原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる。原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる。原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる。

7) 特殊災害は、テロリズムや大量破壊兵器などによる武力攻撃によっても生じる可能性がある。本節2参照

6 その他の対応

1 自衛隊施設などの警護態勢の整備

テロ事案については、警察機関が第一義的に対処するが、01（平成13）年9月11日に発生した米国同時多発テロ（9.11テロ）のような大規模なテロに対する備えに万全を期すため、同年、自衛隊法を改正し、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域の警護のため、自衛隊の部隊などの出動を可能とするとともに、通常時から自衛隊施設を警護するための武器使用を可能とした。

(1) 自衛隊の施設等の警護出動（警護出動）

内閣総理大臣は、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域における大規模なテロが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設・区域の警護のため自衛隊の部隊などの出動を命ずることができる。その際、警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法に基づく権限が一部準用¹される。また、同法第7条を超える武器の使用権限なども規定された。

（図表3-2-20参照）

防衛庁・自衛隊は新たな任務である警護出動の実効性を確保するため、警察・海上保安庁との間で警護出動に関する意見交換を行っているほか、03（同15）年以降、各地の在日米軍施設・区域において警護出動訓練を実施している。

(2) 通常時における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設であって、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場にかかわる施設設備が所在するものを自衛官が職務上警護する際

図表3-2-20 警護出動の概要

事 態	行動の要件など	主な権限など
国内にある自衛隊の施設又はは在日米軍の施設・区域に対する破壊行為などが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要が認められる場合	命令権者 内閣総理大臣 手続 内閣総理大臣は、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設など及び期間を指定 撤収 内閣総理大臣は、指定した期間内であっても、部隊などの出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊などの撤収を命じなければならない。	警察官職務執行法の準用 質問（ ）、避難（ ）、立入（ ） 犯罪の予防及び制止、武器の使用 武器の使用（上記の武器を使用する場合のほか） 職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当な理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。（その結果人に危害を与えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価されることとなる。）

（ ）警察官がその場にいない場合に限る。

の武器使用権限が新たに規定²された。

2 在外邦人などの輸送態勢の整備

(1) 自衛隊法の改正

防衛庁・自衛隊は、これまで、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に際して、自衛隊法第100条の8の規定に基づき、外務大臣の依頼を受けて、生命や身体の保護を必要とする在外邦人などを、政府専用機や空自の輸送機で輸送する態勢をとってきた。

99（平成11）年の自衛隊法の改正により、在外邦人などの輸送手段として自衛隊の船舶とその船舶に搭載されたヘリコプターが追加され、また、隊員と邦人などの生命や身体を防護するため必要最小限の武器の使用ができるようになり、輸送のための態勢が強化された。

(2) 各自衛隊の態勢など

派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶までより安全に誘導できるよう、陸自ではヘリコプター隊と誘導隊³の要員を、海自では輸送艦をはじめとする艦艇と航空部隊を、空自では派

1) 犯罪の予防および制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にいない場合に限り、質問、避難などの措置、土地などへの立入が認められる。
2) その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
3) 輸送部隊（自衛隊の航空機・艦船）とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護にあたる臨時に編成される部隊



在外邦人等輸送訓練

遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。

なお、在外邦人などの輸送任務は、基本的には各自衛隊が緊密に連携して行うため、統合調整が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いて統合訓練を実施するなど、任務遂行のための能力向上に努めてきた。

(図表3-2-21参照)

(3) 在外邦人などの輸送実績

イラク人道復興支援特措法に基づき派遣された陸自の活動などを取材するためイラクのサマーワに滞在していた報道関係の邦人10名を、04(同16)年4月15日、同国のタリル飛行場からクウェートのムバラク空軍基地まで、自衛隊法第100条の8の規定に基づく初めての邦人輸送として、空自のC-130H輸送機により輸送した。

3 周辺事態への対応

防衛大綱では、周辺事態における協力を含む各種の運用協力などの施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していくとしている。

具体的には、99(同11)年に制定された周辺事態安全確保法⁴や00(同12)年に制定された船舶検査活動法⁵に基づいて対応する。

参照 > 4章3節2(P210)

図表3-2-21 在外邦人などの輸送の一例



4) 正式名称は「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」

5) 正式名称は「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」

4 軍事情報の収集

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして、各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有などが不可欠である。

このため、防衛庁・自衛隊では、情報収集手段の多様化を図るとともに、各種情報の総合的な分析・評価に努めている。具体的な情報収集活動の例としては、わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、高分解能商用衛星画像デー

タの収集・解析、艦艇・航空機などによる警戒監視、各種公刊情報の収集・整理、各国国防機関などとの情報交換、防衛駐在官などによる情報活動⁶などを行っている⁷。

防衛庁・自衛隊では、今後とも、安全保障環境や技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力などを強化するため、各種情報収集器材・装置などの充実を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することとしている。

6) 本年6月末現在、防衛庁から外務省に出向した自衛官である防衛駐在官48名が、37か所の在外公館などに派遣されており、自衛官の経験などを活かし、派遣された国の国防関係者や各国の駐在武官との交流を通じて軍事情報の収集などを行っている。

7) わが国の情報収集衛星については、一昨年4月より1号機（衛星2機）が定常運用されているが、わが国独自の画像情報収集能力を強化するため、所期の目標である4機体制の確立に向けて努力が行われている。

防衛駐在官の勤務状況（イスラエル）

04（平成16）年から在イスラエル大使館に防衛駐在官として派遣されている深澤英一郎1等空佐に、任地イスラエルの印象や勤務の様子を聞きました。

防衛駐在官

1等空佐

ふかざわえいいちろう
深澤英一郎

イスラエルは、四国と同じくらいの大きさで、埼玉県の人口にも満たない人々が住む小さな国です。また、抜けるような青空が印象的で、エルサレムに代表される美しい史跡に満ちた大変すばらしい土地であり、街々には家族と安寧を愛する人々の暮らしがあります。またUNDOF（兵力引き離し監視隊）の展開するゴラン高原産のワインは非常に有名で、日本でも広く販売されているそうです。

しかし、中東のイスラエルは日本から物理的に遠い国のためか、様々な誤解を往々にして見受けられます。例えばイスラエルの週末は金曜と土曜ですが、特に土曜日は単なる休日以上の意味を持った宗教上の安息日であり、労働が禁じられています。このため、この日に仕事など強要すれば、感情的なもつれにまで発展しかねません。宗教と国民生活が密接につながっているという点だけでも、日本とイスラエルには大きな違いがあります。だからこそ、当地における紛争を見るにつけ、対立する双方に各々の正義があり、その根深さと複雑さを実感せざるを得ません。

このため私は、自衛官としての軍事的な知識と経験を活かし、日本とイスラエルの互いの国情や政策の違いにも留意しながら、わが国の安全保障に資する情報の収集や分析を行っています。

イスラエルは、周囲を信条の異なる国々に囲まれた環境であるため、安全保障は、何よりも重要な要素です。そのため今でも徴兵制を維持しており、大多数の国民は軍での勤務を経験しています。また、先の湾岸戦争でイラクのスカッドミサイルの被害を受けた経験から、弾道ミサイルへの対処には早くから取り組み、「アロー・ミサイル」を米国と共同で開発したほか、予備役の軍人を主体として、大規模な被害への対応を専門とする民間防衛軍を設けるとともに、個人住宅を含む全ての建物にシェルターの設置を義務づけるなど、緊急事態への施策も整備されています。同時に、国境地帯の安定にも大きな関心を払っており、当地のメディアでも国境地帯に展開する国際組織の様子がしばしば取り上げられます。中でもゴラン高原のUNDOFはとりわけ高い評価を受けています。

UNDOFへの自衛官の参加は本年1月で10周年を迎え、これまでに約900名がここでの勤務を経験しました。ゴラン高原で任務につく彼らの顔は、ここでの勤務の間に、例外なく自信に満ち、立派な国際PKO部隊の一員の表情になっているのが印象的です。こうした自衛官による中東の平和への貢献は、広くイスラエルの人々にも感謝されているところであり、同じ自衛官として実に誇らしく感じています。



ガザを視察する深澤1等空佐（右端）



エルサレム旧市街（「岩のドーム」と「嘆きの壁」）